

令和8年度 清水町立こども園入園児童募集要項

1 入園申込みができる方 と 教育・保育給付認定

入園申込みができる方は、清水町に住民票があり、次の各認定の認定要件に当てはまる方となります。

【入園申込みができる方】

認定区分		年齢	生年月日	保育の必要性
教育	1号認定	満3歳～就学前	4月入園：R2.4.2～R5.4.1 途中入園：R2.4.2～R5.10.1	不要
保育	2号認定	満3歳～就学前	4月入園：R2.4.2～R7.4.1 途中入園：R2.4.2～R8.4.1	必要
	3号認定	満10か月～満3歳		保護者（父母）が下記の保育の必要性のいずれかに該当する必要があります。

<入園時期について>

● 1号認定

4月1日現在で3歳になっている児童（3～5歳児）は、随時入園を受け付けます。

満3歳児の途中入園は、7月1日と10月1日に入園時期を設定しています。

例：5月に満3歳になる児童 → 7月1日入園 または 10月1日入園

9月に満3歳になる児童 → 10月1日入園

10月以降に満3歳になる児童 → 翌年4月に3歳児として入園（今年度の入園はできません）

● 2・3号認定

定員に空きがある場合、随時入園を受け付けます。

満10か月の児童の入園は、満10か月になる翌月初日から入園となります。

※近年、2歳児以下（特に1歳児、0歳児）の入園希望が増えており、定員や職員配置の状況により、ご希望の時期に入園できない可能性があります。

入園希望がある方は、できるだけお早めにご相談ください。

【保育の必要性の認定（教育・保育給付認定）】

2・3号認定には就労時間等の違いによってさらに「保育標準時間」認定と「保育短時間」認定に区分されます。

要件		利用できる期間	保育必要量
就労	月48時間以上の就労をしている方	就労している期間	月の就労時間 48時間以上…保育短時間 120時間以上…保育標準時間
妊娠・出産	妊娠中、出産後間もない方	妊娠時から産後8週間後の月末までの期間	保育標準時間
疾病・障害	疾病や負傷、障害がある方	証明書類に基づく期間	証明書類により保育標準時間・保育短時間に分かれます
介護・看護	同居親族（長期入院を含む）の介護、看護をしている方		

災害復旧	災害の復旧に当たる方	災害復旧に必要となる期間	保育標準時間
求職活動	継続的な求職活動をしている方	入園から 90 日間	保育短時間
就学・職業訓練	就学している方、職業訓練を受けている方	卒業、職業訓練終了までの期間	証明書類により保育標準時間・保育短時間に分かれます
虐待・DV	虐待・DVの恐れがある方	状況に応じて必要となる期間	保育標準時間
育児休業	育児休業により保育の継続利用が必要な方	対象の児童が満 1 歳となる年度末までの期間	保育短時間
その他	その他上記に類する状態として町が認める方	状況に応じて必要となる期間	状況に応じた時間

※上記要件が変更になった場合、認定区分の見直しを行います。

【認定区分と保育必要量による教育・保育時間】

認定区分	教育・保育時間						閉園 19:00～
	閉園 ～7:30	時間外保育 7:30～	登園 8:30	～	降園 13:30	時間外保育 13:30～	
1号認定		時間外保育 7:30～	登園 8:30	～	降園 13:30	時間外保育 13:30～	
2・3号認定 (保育短時間)		時間外保育 7:30～	登園 8:00	～	降園 16:00	時間外保育 16:00～	
2・3号認定 (保育標準時間)		登園 7:30	～	降園 18:30	時間外保育 18:30～		

※認定を受けた教育・保育時間内で、就労時間等に合わせてご利用ください。児童の疲労を抑え、保育士の負担を軽減するために、退勤後は速やかにお迎えをお願いします。

※認定時間を超えた利用があった場合は、時間外保育扱いとなり時間外保育料が発生します。

2 施設情報

清水町内には2か所の町立認定こども園があります。実施する事業は同じです。

【基本情報】

施設名	住所	定員
しみず認定こども園 TEL:0156-67-9000 (幼保連携型認定こども園)	〒089-0135 清水町北1条1丁目1番地	1号認定 30名 2・3号認定 170名
御影こども園 TEL:0156-63-2026 (保育所型認定こども園)	〒089-0372 清水町御影東2条4丁目1番地	1号認定 6名 2・3号認定 74名

【開園日・保育時間等】

認定区分	利用可能曜日	休園日	教育・保育時間
1号認定	月～金	土曜日、日曜日、祝日、夏休み、冬休み、春休み	一律 8:30～13:30
2・3号認定	月～土	日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)	保育標準時間 7:30～18:30 保育短時間 8:00～16:00

【その他】

●時間外保育について

希望に応じて有料(150円／30分)で時間外保育を行いますが、保育時間は7時30分から19時00分までの時間内となります。

●ならし保育について

初めて入園される場合は、「ならし保育」として、入園日から1週間程度の期間について午前中のみの保育となります。

3 保育料

保育料は、保護者（父母）の市町村民税所得割額によって決定します。

4月1日時点で3歳以上の児童（3～5歳児）、1号認定に該当する児童、第2子以降の児童については保育料が無料（第2子以降の児童の保育料は町が助成しています）となり、第1子の0～2歳児まで下記のとおり保育料が発生します。

4～8月分は前年度の市町村民税、9～翌年3月分は当年度の市町村民税により保育料を決定します。

【保育料料金表】（令和元年10月1日～）

階層区分	定義	3歳児未満		3歳児以上
		保育標準時間	保育短時間	保育標準・短時間
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	
2	1階層を除き市町民税が非課税の世帯	0円	0円	
3	1階層、2階層を除き市町村民税の所得割課税額が48,600円未満	9,500円 (3,300円)	9,300円 (3,200円)	
4	市町村民税所得割額が右の世帯	48,600円以上 67,000円未満	16,200円 (5,700円)	15,900円 (5,500円)
5		67,000円以上 97,000円未満	21,800円 (7,600円)	21,400円 (7,400円)
6		97,000円以上 140,000円未満	30,500円 (15,250円)	29,900円 (14,950円)
7		140,000円以上 169,000円未満	38,000円 (19,000円)	37,300円 (18,650円)
8		169,000円以上 254,000円未満	45,500円 (22,750円)	44,600円 (22,300円)
9		254,000円以上 301,000円未満	53,200円 (26,600円)	52,200円 (26,100円)
10		301,000円以上	61,000円 (30,500円)	59,900円 (29,950円)

無料

※（ ）は、ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、要保護者等その他の世帯

※市町村民税所得割額は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除）の適用前の額となります。

【保育料の減免】

ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、要保護者等その他の世帯は、保育料が減免されます。

ひとり親世帯、要保護者等その他の世帯は、入園申込書で確認します。

在宅障がい児（者）のいる世帯は、添付の在宅障がい児（者）該当世帯申出書を提出してください。

世帯の状況に変更があった場合（婚姻・離婚、在宅障がい児（者）がいなくなった等）は、お早めに子育て支援課児童保育係までご相談ください。

4 申込方法

下記の必要書類を期日までに各こども園または子育て支援課へ提出してください。書類等は各こども園及び子育て支援課（保健福祉センター内）で配布しています。

【申込期間・提出先】

期 間： 令和7年11月14日（金）～令和7年12月12日（金）

提出先： 子育て支援課児童保育係 または 各こども園

＜注意事項＞

- ・今年度中（途中入園含む）に入園を希望する場合は、入園希望時期にかかわらず上記期間内に必要書類を提出してください。
- ・申込期間を過ぎても申込みは隨時受け付けますが、定員等の状況によりご希望の時期に入園できない場合があります。
- ・町外からの転入を予定している方は、転入時期が決まり次第ご相談ください。

【必要書類】

- 清水町立認定こども園入園申込書（申込む児童1人につき1枚）
- 入園児童調査書（申込む児童1人につき1枚）
- 保護者（父母）の保育の必要性の認定に必要な書類（1号認定は不要、保護者1人につき1枚）
要件に応じて次の書類を提出してください。

要 件	必要書類
就労	<input type="checkbox"/> 就労証明書
妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 保育必要事由申立書※ <input type="checkbox"/> 母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日がわかるページ）
疾病・障害	<input type="checkbox"/> 疾病：診断書（保育できない理由や期間がわかるもの） <input type="checkbox"/> 障害：障がい者手帳の写し
介護・看護	<input type="checkbox"/> 診断書（同居親族等の介護・看護が必要とわかるもの）
災害復旧	<input type="checkbox"/> 保育必要事由申立書※ <input type="checkbox"/> 罹災証明書等の写し
求職活動	<input type="checkbox"/> 求職活動（起業準備）申告書※
就学・職業訓練	<input type="checkbox"/> 保育必要事由申立書※ <input type="checkbox"/> 在学証明書・学生証等の写し
虐待・DV	<input type="checkbox"/> 関係機関からの証明書等の写し
育児休業	<input type="checkbox"/> 育児休業取得（育児のための休業）に伴う保育等利用継続申込書※
その他	<input type="checkbox"/> 保育必要事由申立書※ <input type="checkbox"/> 必要に応じた書類

※この募集要項には、就労証明書を2枚添付しています。

保育必要事由申立書、求職活動（起業準備）申告書等は添付しておりませんので、必要となる場合は各こども園または子育て支援課へお申し出ください。

※入園申込書等に記載された個人情報は、保育施設の運営と保育行政の適正な実施のために必要な範囲でのみ利用します。その他の目的で利用することはありません。

※申込書提出後、入園面談を行ったうえで入園決定をします。面談日は、追ってお知らせします。
なお、途中入園者の面談は随時実施します。

5 問い合わせ先

不明な点は、下記までお問い合わせください。

【申込方法・保育料について】

〒089-0111 清水町南3条2丁目1番地 清水町保健福祉センター内
清水町役場 子育て支援課児童保育係 TEL:0156-69-2226

【保育内容・持ち物等について】

清水町立しみず認定こども園 TEL:0156-67-9000
清水町立御影こども園 TEL:0156-63-2026

メモ